

4 2 7 記名者の行為能力に関する届出

⇒ 同時に他の請求・届出を受けたとき・4 2 9 同時請求の取扱 参照

事務手順	取 扱 要 領
①受付	<p>○ 記名者の行為能力に変更があった旨、または法定代理人に変更があった旨の届出を受けたときは、次の区分に従い必要書類を提出させる。この場合、請求者に本人確認書類の写しを作成する旨を伝えるほか、請求者から必要書類の返却希望があった場合は、正本の写しを作成し、これに「正本と照合済」の旨と日付を記入、取扱者が押印したうえで写しを保管する。</p> <p>なお、必要種類のうち、戸籍謄（抄）本については電子情報処理組織により作成される次の書類でもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 戸籍謄本……………戸籍の全部事項証明書 ● 戸籍抄本……………戸籍の個人事項証明書

届出の理由	必 要 書 類	
	届 書	添 付 書 類
<p>① 未成年者であった記名者が成年に到達したとき</p> <p>〔 未成年者が婚姻し改姓しないときを含む。 ⇒ 改姓するときは 4 2 2 参照 〕</p>	<p>○ 成年に到達した旨の適宜の届書</p> <p style="text-align: center;">届書例示 1 参照</p>	<p>⇒ 4 1 9 の 2 参照・本人確認書類</p> <p>○ 記名者の本人確認書類</p> <p>○ 記名者が成年に到達した事実が確認できる戸籍謄（抄）本または住民票（写）</p> <p>* 住民票（写）については、個人番号が記載されていないものを提出させる。ただし、個人番号が記載された住民票（写）が提出された場合は、個人番号部分をマスキングすれば受け取ることは可能。</p>
<p>② 未成年者の法定代理人が変わったとき</p>	<p>○ 法定代理人に変更があった旨の適宜の届書</p> <p style="text-align: center;">届書例示 2 参照</p>	<p>○ 新法定代理人の本人確認書類</p> <p>○ 法定代理人の変更が確認できる記名者の戸籍謄（抄）本</p> <p>なお、戸籍謄（抄）本にこの記載がないときは、家庭裁判所の審判書の謄本</p>

**引揚者特別交付金国庫債券
慰 労 金 国 庫 債 券 の 時 刻
特別葬祭給付金国庫債券**

引揚者特別交付金国庫債券・慰労金国庫債券・特別葬祭給付金国庫債券は、他の記名国債証券と異なり、消滅時効（時効期間 10 年）の適用があるので、特殊事例 6 1 0 を参照のうえ取扱うこと。

- 自店備付けの記名国債証券印鑑票から該当分を抜き出す。

照会を要する事例

- 次の申出を受けたときは、業務局国債証券業務グループへ照会し、その指示により取扱う。
 - 記名者が成年被後見人（民法第7条）、被保佐人（民法第11条）もしくは被補助人（民法第15条）となった旨または任意後見契約の委任者（任意後見契約に関する法律）で任意後見監督人が選任された旨
 - 記名者が成年被後見人、被保佐人もしくは被補助人でなくなった旨または任意後見契約の委任者で任意後見契約が解除された旨
 - 記名者の成年後見人、保佐人、被補助人または任意後見人に変更があった旨
- ② 審査
 - 提出された必要書類について、次のことを確かめる。
 - 届出の理由ごとに必要書類が整っているか
 - 届書に必要事項が明りょうに記載されており、証券の要項・記名者の氏名が印鑑票と一致しているか
 - * 届書の記載事項が印鑑票と相違するときは、所要の手続きをする。
⇒ 429参照・同時請求の取扱
 - 届書に記載されている届出人が新たに権利を行使できる者であり、本人確認書類・戸籍謄（抄）本などと一致しているか
 - 提出された本人確認書類の写しを1部作成する。
 - * 提出された本人確認書類が個人番号カードである場合には、写しの作成は表面のみとすること。同カード裏面に記載されている個人番号の書き写しや、個人番号記載部分のコピーをしてはならない。また、提出された本人確認書類が国民年金手帳であってその写しを作成する場合には、基礎年金番号部分をマスキングする。
 - 届書の下部余白に店名・受付日付を表示する。
⇒ 141②参照・受付証票類への店名などの表示
- ③ 印鑑票の書換えなど
 - 印鑑票の記載事項を書換え、届出印の押印を受ける。
⇒ 417②参照・印鑑票の書換え
 - 本人確認書類を請求者へ返す。
 - 届書の下部余白に「○年○月○日処理済」と記載する。
 - 受付当日に手続きが完了したときは、この表示を省略してよい。
- ④ 届出などの送付
 - 届書および本人確認書類の写しを、速やかに業務局国債証券業務グループへ送付する。
⇒ 415①参照・印鑑票の送付
 - 戸籍謄（抄）本などは、自店に保管（保管期間1年）する。

届書
例示参照

届書の例示1——成年に到達したとき

成年到達届

(日付) 12. 6. 16

〇〇銀行〇〇支店
御中
〒××××-××××

① { 住所 横浜市磯子区洋光台1-
氏名 丙野太郎 (丙野)

下記第六回特別弔慰金国庫債券の記名者である私は、成年に達しましたので届けます。

記

記号	券面種類	番号
い	千円券 400	1230012

② 12. 6. 16
〇〇銀行〇〇支店

③
12. 6. 19 処理済

① 記名者または法定代理人以外の者から届出を受けたときは、記名者または法定代理人が作成した委任状を添付する。

② 店名・受付日付を表示する。

③ 処理日付を表示する。

●受付当日に手続きが完了したときは、この表示を省略してよい。

届書の例示2——未成年者の法定代理人変更のとき

法定代理人変更届

(日付) 12. 6. 16

〇〇銀行〇〇支店
御中
〒××××-××××

① { 住所 横浜市緑区学園町2-5
氏名 乙野次郎 (乙野)

下記第六回特別弔慰金国庫債券の記名者 甲野太郎の親権者に代り私が未成年後見人となりましたので届けます。

記

記号	券面種類	番号
い	千円券 400	1230012

③ 12. 6. 16
〇〇銀行〇〇支店

④
12. 6. 19 処理済

① 記名者または法定代理人以外の者から届出を受けたときは、記名者または法定代理人が作成した委任状を添付する。

② 未成年後見人の変更のときは、「親権者」の個所を「未成年後見人〇〇〇〇」と記載する。

③ 店名・受付日付を表示する。

④ 処理日付を表示する。

●受付当日に手続きが完了したときは、この表示を省略してよい。